

## 第8次北海道卸売市場整備計画

卸売市場は、野菜、果実、水産物等の生鮮食料品、その他日常生活の用に供する食料品及び花きの取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を通じて、道民生活の安定向上に重要な役割を果たしている。

北海道は、卸売市場法（昭和46年法律第35号）第6条の規定に基づき、国がおおむね5年ごとに10年後を目標年度として定める卸売市場整備基本方針等に即しつつ、これまで7次（昭和47年度、昭和51年度、昭和56年度、昭和61年度、平成3年度、平成8年度及び平成13年度）にわたり北海道卸売市場整備計画を策定し、卸売市場の計画的な整備、市場取引の改善・合理化等を図ってきた。

第8次計画は、平成16年10月1日に公表された国の卸売市場整備基本方針等に即し、本道の社会経済情勢の変化に対応した卸売市場の計画的な整備、市場取引の改善・合理化等を推進することを目的として策定するものである。

### 第1 卸売市場整備の基本方向

卸売市場については、生鮮食料品等の効率的かつ安定的な流通を確保する観点から、これまで中央・地方を通ずる流通網の整備が図られ、全国的な配置が進展したところである。

こうした中で、生鮮食料品等の流通の広域化により、地方の卸売市場を中心に集荷力が低下傾向にあるとともに、消費者の食の安全・安心に対する関心が高まる中で、卸売市場におけるコールドチェーン（流通過程で低温を保つ物流方式）の確立や品質管理の徹底に対する要請が高まっている。

更に卸売業者、仲卸業者の経営悪化に対応して、平成16年6月の卸売市場法の改正では、卸売市場における取引規制の緩和措置が講じられたところであるが、こうした措置に合わせ、情報技術を活用した卸売市場における取引や物流の効率化を推進する必要がある。

こうしたことを踏まえ、今後の卸売市場については、

- (1) 卸売市場における品質管理の高度化等の機能強化
- (2) 既設の中核的な中央卸売市場の再整備
- (3) 地方の卸売市場における集荷力の強化を図るための市場相互の連携した集荷販売活動の促進
- (4) 卸売市場の取引における情報技術の活用促進

を基本とし、整備及びその運営を行うものとする。

なお、地方卸売市場（水産物産地卸売市場を除く。）については、地方卸売市場における集荷力の低下傾向を踏まえ、地域における生鮮食料品流通の核となる地方卸売市場の適正な配置を実現するため、国が示す目標年度における市場取扱量を達成していくことを勘案し、本計画に地域における集荷力の強化を図る上での拠点となる地方卸売市場で、次に掲げる措置のいずれかを講じるもの（地域拠点市場）を定めるものとする。

他の地方卸売市場との統合

他の卸売市場との連携した集荷・販売活動

【国が示す目標年度における市場取扱量】

青果物は原則として15,000トン以上、水産物は原則として7,000トン以上、花きは原則として、2,000万本相当以上とする。

また、中央卸売市場については、第8次卸売市場整備基本方針に規定する中央卸売市場の再編等の措置に取り組むものとし、道としても中央卸売市場の地方卸売市場への転換措置を推進するものとする。

### 第2 目標年度

この計画は、平成10年度を基準年度とし、平成17年度を初年度として、平成22年度を目標年度とする。

### 第3 卸売市場の適正な配置の方針

#### 1 生鮮食料品等の流通事情

##### (1) 需要の現状及びその見通し

###### ア 人口の動向

本道の人口は、昭和60年まで増加していたが、その後、平成3年まで減少した後に平成9年まで増加し573万2,000人となったものの、平成12年では571万7,000人へと僅かながら減少している。(各年9月末現在。住民基本台帳)

今後は、少子化、高齢化により、出生数の減少、死亡数の増加が見込まれ、平成22年には568万人程度になるものと設定する。

###### イ 需要の現状

生鮮食料品等の需要は、道民の食料消費が総体としては量的・質的に満足すべき水準に達してきていることなどを反映して、近年伸び悩みの傾向にある。

生鮮食料品等の一人当たり年間購入数量の平成6年から平成10年までの推移を品目別で見ると、野菜は、微増傾向にあり、ネギ、馬鈴薯、玉葱、だいこん等が増加している。

果実は、メロン、かき、桃等が増加しているが、ぶどう、りんご、なし等が減少しており、全体では減少のあと増加している。

水産物は、横ばいで、かに、さけが増加し、えび、いか、いわし等が減少している。

花きは、増加と減少を繰り返し、横ばいである。

食肉は、やや増加した後、ほぼ横ばい傾向にある。

なお、外食費については、余暇時間の増加、グルメ志向、簡便化志向等を反映して増加傾向にある。

表 - 1 生鮮食料品等の年間購入量指数の推移(1人当たり) (単位: %)

区 分	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年
野 菜	100	104.0	106.8	107.5	108.1
果 実	100	92.3	93.2	96.3	94.8
水 産 物	100	100.6	101.9	102.7	100.5
花 き	100	96.4	111.7	113.5	94.8
食 肉	100	106.6	104.6	105.6	103.6
外 食 費	100	101.3	108.4	110.1	102.0

資料: 総務省統計局「家計調査年報」(北海道)(花き及び外食費は金額ベース)

###### ウ 需要の見通し

ライフスタイルの多様化、高齢化の進行などを背景に、食料消費の量から質への変化、健康・安全への関心の高まり、食の外部化・サービス化等が進展しており、今後も、このような動きが継続すると見通される。

野菜については、健康への関心の高まりなどから増加すると見込まれる。

果実については微増、水産物については横ばいで推移し、食肉については微減すると見込まれる。

花きについては、生活に潤いと安らぎを求める動きから、大幅に需要が増加すると見込まれる。

表 - 2 生鮮食料品等の需要の見通し

区 分	1人当たり年間需要量			需 要 量		
	平成 10年度 (現 状)	平成 22年度 (目 標)	22年度 / 10年度	平成 10年度 (現 状)	平成 22年度 (目 標)	22年度 / 10年度
野 菜 (いも類を含む。)	kg 101.4	kg 112.4	% 110.8	トン 580,810	トン 638,691	% 110.0
果 実 (果実的野菜を含む。)	39.7	41.8	105.3	227,384	238,379	104.8
水 産 物 (海草を含む。)	56.1	56.7	101.1	321,589	322,219	100.2
花 き	本 109.2	本 172.4	157.9	千本 625,502	千本 979,301	156.6
食 肉 (牛肉及び豚肉)	kg 28.3	kg 27.2	96.1	トン 162,073	トン 154,581	95.4

資料：1人当たり年間需要量は、農林水産省資料(需要量は、1人当たり年間需要量に人口を乗じて算定)

(2) 供給の現状及びその見通し

ア 野菜

(ア) 生産動向

本道における野菜生産(ばれいしょ及び果実的野菜を除く。)は、たまねぎ、とうもろこし、かぼちゃ等の従来からの特産品目に加え、だいこん、にんじん、キャベツ等が生産され、その粗生産額は、平成10年で1,935億円(農業粗生産額の約18パーセントを占める。)に達しており、酪農・畜産、畑作や稲作と並び重要な地位を占めている。

作付面積は、以前は水稻からの転作や畑作地帯での作付け意欲の高まりから増加していたが、最近、市況の低迷、労働力の確保難などから、減少傾向にある。

生産量は、平成10年で180万541トンと、平成6年に比べ13.3パーセン増加、また、出荷量は、平成10年で162万8,413トンと、平成6年に比べ14.8パーセント増加している。

また、平成10年のばれいしょの生産量は238万8,000トン、出荷量は210万2,000トンと、いずれも平成6年に比べ減少している。

野菜は、本道の農業の安定的な発展を図るための重要な作物として、各地域の気象・土壌条件等を生かした特色ある産地づくりが進められており、特に、夏場の移出向けを中心とした生産が拡大して、平成10年には米を抜く粗生産額となっている。

表 - 3 野菜(ばれいしょ及び果実的野菜を除く。)の生産量等の推移 (単位:ha、トン)

区 分	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年
作 付 面 積	62,961	61,517	59,730	58,747	58,539
生 産 量	1,589,460	1,724,363	1,680,023	1,618,114	1,800,541
出 荷 量	1,418,829	1,554,781	1,505,470	1,456,358	1,628,413
生食向け出荷量	409,433	418,547	384,948	376,114	371,600
加工向け出荷量	272,689	279,582	264,878	248,038	278,076
移出向け出荷量	736,707	856,652	855,644	832,206	978,737

資料：農林水産省「北海道農林水産統計年報」、北海道農政部「野菜関係資料」

注：「野菜」とは、農林水産省統計の主要野菜28品目であり、本表においては、このうち、果実的野菜(すいか、いちご、メロン)を除いている。

(イ) 供給の現状

平成10年の生食向け供給量58万2,807トンのうち、道内産野菜は43万9,355トンと供給量全体の75パーセントを占めているが、冬期間は、積雪寒冷な気象的制約から、供給量の大部分を道外産野菜に依存している。

(ウ) 今後の見通し

本道の恵まれた土地資源や冷涼な気象条件を生かして、国際競争力のある野菜産地を育成する取り組みが進められており、多様なニーズに対応した、良質で安全な道内産野菜の計画的な生産の拡大が見込まれるほか、出荷期間の拡大や、道外産野菜の円滑な移入により、安定した供給が確保されるものと予測される。

表 - 4 平成10年の野菜(果実的野菜を除く。)の供給状況 (単位:ト)

道内生産量	出荷量				移入 (B)	生食向け 供給量 (A) + (B)
	生食向け (A)	加工向け	移出向け	計		
4,188,541	439,355	2,004,840	1,286,218	3,730,413	143,452	582,807

資料：農林水産省「北海道農林水産統計年報」等により北海道経済部推計

## イ 果実

(ア) 生産動向

本道における果実(果実的野菜を含む。)は、りんご、ぶどう、なし等の果樹が生産されているほか、果実的野菜として、すいか、いちご及びメロンが生産されている。

作付面積は、平成10年で6,731ヘクタールと、平成6年に比べ4.4パーセント減少している。

生産量は、平成10年で10万3,146トンと、平成6年に比べ8.8パーセント減少している。

一方、出荷量は、平成10年で9万4,261トンと、平成6年に比べ9.6パーセント減少している。

平成6年と平成10との対比では、果実的野菜が1.4パーセントの減少であるのに対し、果実は23.3パーセント減少している。

表 - 5 果実(果実的野菜を含む。)の生産量等の推移 (単位:ha,ト)

区分	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年
作付面積	7,042	6,922	6,851	6,754	6,731
果実	3,810	3,740	3,650	3,630	3,630
果実的野菜	3,232	3,182	3,201	3,124	3,101
生産量	113,152	102,343	100,549	98,428	103,146
果実	38,652	31,933	30,029	29,328	29,696
果実的野菜	74,500	70,410	70,520	69,100	73,450
出荷量	104,309	93,328	91,754	89,634	94,261
果実	36,389	29,308	27,494	26,774	27,171
果実的野菜	67,920	64,020	64,260	62,860	67,090

資料：農林水産省「北海道農林水産統計年報」、北海道農政部「野菜関係資料」及び「果樹関係資料」

注1 「果実」は、農林水産省統計の主要果実9品目

2 「果実的野菜」とは、すいか、いちご及びメロンである。

(イ) 供給の現状

平成10年の生食向け供給量22万7,987トンのうち、道内産果実は5万1,896トンと供給量全体の23パーセントとなっている。

表 - 6 平成10年の果実の供給状況 (単位:ト)

道内生産量	出荷量				移入 (B)	生食向け 供給量 (A) + (B)
	生食向け (A)	加工向け	移出向け	計		
103,146	51,896	17,771	24,594	94,261	176,091	227,987

資料：農林水産省「北海道農林水産統計年報」等により北海道経済部推計

(ウ) 今後の見通し

生産基盤の整備や高性能栽培管理用機械の導入、簡易な雨よけ施設の整備、消費者ニーズや地域条件に適した品種の開発・導入等による良質な道内産果実の安定供給と道外産果実の円滑な移入により、安定した供給が図られるものと予測される。

ウ 水産物

(ア) 生産動向

本道漁業は、いわし、秋さけ、ほたてがいなどの増加等を背景に、一定の生産量を確保してきたが、国際的な漁業規制が強化される中、200海里施行後においては、昭和63年をピークに、減少傾向にある。

特に、平成2年以降については、道東海域のいわし資源や根室海峡のすけとうだら資源が大きく減少したことをはじめ、周辺海域の資源水準の悪化により減少を続け、平成10年においては、166万6,692トンの水揚げとなり、昭和63年のピーク時の77パーセントまでに低迷している。

このうち、海面養殖の生産量は、つくり育てる漁業の伸展により、平成5年以降、海面漁業生産量の10パーセント程度の水準となっている。

表 - 7 水産物の生産量の推移 (単位:ト)

区分	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年
海面漁業	1,627,136	1,727,770	1,681,067	1,725,180	1,515,557
海面養殖業	148,798	170,974	198,980	171,398	151,135
計	1,775,934	1,898,744	1,880,047	1,896,578	1,666,692

資料：農林水産省「北海道農林水産統計年報」

(イ) 供給の現状

道内供給量は、平成10年で32万2,239トンとなっており、このうち、道外からの移入量は6万1,764トンとなっている。

表 - 8 平成10年の水産物の供給状況 (単位:ト)

生産量	生鮮向け			加工向け 等	供給量		
	道内向け	移出向け	計		道内産 出回量	移入量	計
1,666,692	244,943	665,787	910,730	755,962	260,475	61,764	322,239

資料：農林水産省「水産物流通統計年報」及び「北海道農林水産統計年報」、北海道経済部推計

(ウ) 今後の見通し

本道水産業を取り巻く情勢は、周辺水域における資源状況の悪化や水産物自給率の低下、就業者の減少・高齢化、更に、国連海洋法条約の発効に伴う本格的な200海里体制への移行など、大きく変化している。

このため、国は、これまでの水産政策を抜本的に見直し新たな政策理念と今後の施策の基本方向を示す「水産基本法」を平成13年6月に制定し、同法に基づく「水産基本計画」に水産物の自給率目標を定めることとしている。また、道においても、将来的な本道の水産業・漁村のあり方や新たな振興の方向性を示す水産業の振興に関する条例の制定に向けた取り組みを進めており、この中で本道における漁業、生産目標の設定について検討している。

これらにより、今後、水産資源の持続的利用や増大に向けた取り組みなどが行われることとなるため、道産水産物の安定的な生産が見込まれるほか、道外水産物の円滑な移入により、安定した供給が図られると予測される。

エ 花 き

(ア) 生産動向

本道の花き生産は、稲作からの転作作物を中心に増加しており、平成10年の生産量を平成6年と比較すると、切花は22.5パーセント、鉢物は12.5パーセント増加している。

平成10年の切花と鉢物の生産量は、1億9,644万本（鉢物は切花換算。以下、同じ。）で、その割合は、切花が83パーセント、鉢物が17パーセントとなっており、品目別でみると、切花では、カーネーション、ユリ、デルフィニウム等、鉢物では、プリムラ類、シクラメン等が多い。

本道の花きは、昼夜の温度差が大きいことから色彩が鮮やかで、日持ちが良いなど品質的に優れており、また、本州産の端境期に出荷できることなどから、切花生産量全体の5割以上が、主に関東、関西など、道外に移出されている。

表 - 9 花きの生産量等の推移 (単位:ha、千本、千鉢、百万円)

区 分		平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年
切花類	作付面積	592	609	628	609	617
	生産量	132,700	134,200	145,700	147,500	162,600
	移出向け出荷量	63,498	73,210	77,790	83,190	96,640
	生産額	8,348	9,052	9,213	9,771	10,512
鉢物類	作付面積	22	25	28	26	28
	生産量	3,760	3,580	4,630	4,570	4,230
	移出向け出荷量	466	476	699	1,412	1,256
	生産額	1,158	1,565	1,408	1,347	1,453

資料：北海道農政部「花き関係資料」

(イ) 供給の現状

道内の供給量は、平成10年で6億2,623万本となっており、このうち、道内産は、14パーセント、道外からの移入が86パーセントとなっている。

表 - 10 平成10年の花きの供給状況 (単位:千本)

区 分	生産量	移出量	供給量		
			道内産出回量	移入量	計
切花類	162,600	96,640	65,960	224,652	290,612
鉢物類	33,840	10,048	23,792	311,830	335,622
合計	196,440	106,688	89,752	536,482	626,234

資料：北海道農政部「花き関係資料」、北海道経済部推計(鉢物類は、切花換算)

(ウ) 今後の見通し

本道の花き生産は、切花を中心に花き栽培に取り組む農家の専門化や新品種・新品目の導入、栽培技術の向上、共選共販体制の確立、出荷輸送技術の向上などにより、増加傾向が続くものと見込まれる。

また、冬期を中心に年間供給量の多くを道外産に依存している状況にあるが、全国的な花きの生産の増加や移入の円滑化により、安定した供給が図られるものと予測される。

## オ 食 肉

(ア) 生産動向

本道の豚肉生産については、平成10年の飼養頭数が54万2,000頭、枝肉生産量は7万4,345トンと、平成6年に比べ、それぞれ10.5パーセント、7.0パーセント減少している。

肉用牛については、平成10年の飼養頭数が41万4,900頭、枝肉生産量は7万6,467トンと、平成6年に比べ、飼養頭数は横ばい、枝肉生産量は19.4パーセント減少している。

表 - 1 1 豚及び肉用牛の生産量等の推移 (単位:戸、頭、ト)

区 分		平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年
豚	飼養戸数	1,080	920	800	730	650
	飼養頭数	605,300	582,400	548,500	543,900	542,000
	枝肉生産量	79,915	78,185	73,930	73,146	74,345
肉用牛	飼養戸数	4,670	4,470	4,180	3,920	3,760
	飼養頭数	415,700	430,400	418,800	412,300	414,900
	枝肉生産量	94,923	91,679	80,022	75,442	76,467

資料：農林水産省「北海道農林水産統計年報」

(イ) 供給の現状

本道の食肉の供給状況は、牛肉が全国の主要な生産基地となっていることを反映して、生産量の多くを道外に移出しているのに対し、豚肉は、生産量のほとんどを道内に出荷している。

表 - 1 2 平成10年の食肉の供給状況 (単位:枝肉ト)

区 分	生産量	移出量	供 給 量		
			道内産出回量	移入量	計
豚 肉	74,345	219	74,126	21,267	95,393
牛 肉	76,467	34,089	42,378	24,580	66,958
計	150,812	34,308	116,504	45,847	162,351

資料：農林水産省「農林水産統計年報」、北海道農政部「第二期北海道農業・農村振興計画」、北海道経済部推計

(ウ) 今後の見通し

本道の豚肉消費量は、かなりの水準に達していることから、今後はより安全で高品質なものへと指向が強まると考えられ、この需要動向に即し、良質な豚肉の低コスト生産の推進により、安定した

また、牛肉については、今後とも堅調な需要が見込まれることから、消費者ニーズを的確に把握しながら、高いレベルの肥育技術の確立、低コスト生産などにより、安全性の確保とともに安定した供給が図られるものと予測される。

(3) 卸売市場流通の現状及びその見通し

平成13年4月1日現在、本道には、中央卸売市場4、地方卸売市場90（消費地卸売市場49、水産物産地卸売市場41）の合わせて94市場が配置されており、このうち、地方卸売市場の消費地卸売市場については、総合卸売市場が32、専門卸売市場が17となっている。

**ア 消費地卸売市場**

本道の消費地卸売市場は、札幌、函館、室蘭及び釧路の4中央卸売市場と49の地方卸売市場が配置されている。

地方卸売市場の開設者を組織形態別でみると、株式会社が32市場（65パーセント）と最も多く、次いで、公設が15市場（31パーセント）、漁業協同組合が2市場（4パーセント）となっている。

また、平成10年における地方卸売市場の年間取扱規模別では、100億円以上のものが10市場（20パーセント）、50～100億円が1市場（2パーセント）、30～50億円が5市場（10パーセント）、10～30億円が21市場（41パーセント）、5～10億円が10市場（20パーセント）、3～5億円が3市場（6パーセント）、3億円未満が1市場（2パーセント）となっており、10億円以上の市場が全体の73パーセントを占めている。

さらに、平成10年の市場取扱量で、国が示す目標年度における市場取扱量を既に達成している市場は、青果物が40市場中8市場（20パーセント）、水産物が38市場中10市場（26パーセント）、花きが10市場中7市場（70パーセント）となっている。

消費地卸売市場の年間取扱量については、花きは増加しており、水産物は横ばいとなっているが、野菜、果実は若干減少している。

消費地地方卸売市場の年間取扱量についても、ほぼ同様の傾向にある。

生鮮食料品の輸入量の増大や、流通チャンネルの多元化などから、卸売市場は時代の変化に的確に対応する必要がある。

今後、市場外流通との競合はあるものの、野菜は、増加傾向。果実、水産物は、やや減少。花きは、大幅増加するものと予測される。

なお、品目別の市場流通量は、次のとおりである。

表 - 13 消費地卸売市場年間取扱量の推移 (単位:ト、千本、比率:%)

区分	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	10/6
野菜	676,208 (284,865)	660,393 (268,286)	653,773 (283,696)	652,695 (276,804)	642,293 (267,397)	95.0 (93.9)
果実	275,843 (139,387)	254,226 (127,691)	244,188 (122,694)	261,982 (133,020)	251,938 (126,084)	91.3 (90.5)
水産物	493,123 (281,344)	507,985 (286,063)	533,794 (300,976)	540,063 (308,767)	497,313 (271,009)	100.8 (96.3)
計	1,445,174 (705,596)	1,422,604 (700,040)	1,431,755 (707,366)	1,454,740 (718,591)	1,391,544 (664,490)	96.3 (94.2)
花き	295,087 (283,528)	302,505 (290,969)	313,843 (303,149)	313,307 (302,104)	308,957 (297,109)	104.7 (104.8)

資料：北海道経済部「北海道卸売市場取扱状況」(水産物は原魚換算、花きは切花換算)

注：下段の括弧書きは、消費地卸売市場のうち、地方卸売市場分であり、内数

(ア) 青果物

基準年である平成10年の市場流通量は、野菜が64万2,293トン、果実が25万1,938トンとなっている。

今後、野菜については、目標年である平成22年の市場流通量は、61万1,463トンから70万3,696トンで、基準年に対し、95.2パーセントから109.6パーセントの間で推移すると見込まれる。

果実については、目標年である平成22年の市場流通量は、20万3,818トンから25万9,026トンで、基準年に対し、80.9パーセントから102.8パーセントの間で推移すると見込まれる。

(イ) 水産物

基準年である平成10年度の市場流通量は、49万7,313トンとなっており、今後、目標年である平成22年の市場流通量は、45万6,036トンから49万1,971トンで、基準年に対し、91.7パーセントから98.9パーセントの間で推移すると見込まれる。

(ウ) 花き

基準年である平成10年の市場流通量は、3億896万1,000本と、近年の需要の伸びを反映して増加傾向となっている。

今後、生活に密着した花きの需要の増大、新品種・新品目の導入、出荷輸送技術の向上などと、道央圏における中核的卸売市場整備などにより、目標年である平成22年の市場流通量は、3億9,670万5,000本から4億8,547万8,000本で、基準年に対し、128.4パーセントから157.1パーセントの間で推移すると見込まれる。

表 - 1 4 市場流通量の現状と見通し (単位：トン、千本、%)

区 分	現状 (平成10年)		目標 (平成22年)		B / A
	需 要 量	市場流通量 (A)	需 要 量	市場流通量 (B)	
野 菜	580,810	642,293	638,691	611,463 ~ 703,694	95.2 ~ 109.6
果 実	227,384	251,938	238,379	203,818 ~ 259,026	80.9 ~ 102.8
水産物	321,589	497,313	322,219	456,036 ~ 491,971	91.7 ~ 98.9
花 き	625,502	308,957	979,301	396,705 ~ 485,478	128.4 ~ 157.1

資料：北海道経済部推計

注：平成22年の市場流通量は、人口と需要の変化からと、市場流通量の趨勢から推計。

イ 水産物産地卸売市場

本道の水産物産地卸売市場は、漁業基地を中心として41箇所に配置されており、水揚地の漁港機能と一体となって、一次集分荷等の重要な役割を果たしている。

卸売市場の開設者を組織形態別で見ると、漁業協同組合が36市場（88パーセント）と、その大部分を占めており、次いで、公設が3市場（7パーセント）、株式会社が2市場（5パーセント）となっている。

平成10年における年間取扱規模別では、100億円以上が2市場（5パーセント）、50～100億円が10市場（24パーセント）、30～50億円が9市場（22パーセント）、10～30億円が20市場（49パーセント）となっている。

市場取扱量は、平成2年から平成5年にかけて大幅に減少した後、微増で推移しており、平成10年は113万1,228トンと、平成6年に比べ5.5パーセント増加している。

近年、本道の水産物流通をめぐる状況は、周辺水域における資源状況の悪化と、本格的な200海里体制への移行による漁業規制の強化、輸入水産物の増加などに大きく影響を受けている。

このため、漁業協同組合合併の推進とも合わせ、大量で安定した水産物の集出荷を確保し、市場経営の効率化を図るため、市場間の連携や市場統合を含めた市場機能強化の検討を行っていく必要がある。

表 - 15 水産物の生産量及び市場取扱量の推移 (単位:ト、比率:%)

区 分	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	10 / 6
生産量	1,775,934	1,898,744	1,880,047	1,896,578	1,666,692	93.8
対前年比	-	106.9	99.0	100.9	87.9	-
市場取扱量	1,072,529	1,177,742	1,166,472	1,129,752	1,131,228	105.5
対前年比	-	109.8	99.0	96.9	100.1	-

資料：農林水産省「北海道農林水産統計年報」、北海道経済部「北海道卸売市場取扱状況」

注：市場取扱量は、水産物産地卸売市場の取扱量

## 2 品目別流通圏の設定

近年における情報化の進展、多温度帯流通等の物流技術の進歩、輸送交通網の整備等により、生鮮食料品等の流通は広域化しており、また、道民の生活圏も広がりを見せている。

流通圏については、これら地域生活圏の変化等と、広域的な流通の拠点として機能している中央卸売市場や、地域流通の拠点となる大型の地方卸売市場が、集分荷・価格形成等の面で影響を及ぼしている地域を考慮し、道南、道央、道北、オホーツク、十勝及び釧路・根室の6圏域に区分して設定した。

品目別流通圏及び市場取扱量等は、表 - 16 のとおりである。

品 目 別 流 通 圏 の 設 定

表 - 16

(単位：千人、トン、千本)

流通圏 ( )	区 域	品 目	流通圏人口		市場供給対象人口		市場取扱量		備 考
			平成10年度 (基準年度)	平成22年度 (目標年度)	平成10年度 (基準年度)	平成22年度 (目標年度)	平成10年度 (基準年度)	平成22年度 (目標年度)	
道 南 圏 ( 1 )	< 渡島地域 > 函館市、松前町、福島町、知内町、木古内町、上磯町、大野町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町  < 桧山地域 > 江差町、上ノ国町、厚沢部町、せたな町、乙部町、奥尻町、今金町	野 菜	530	477	624	488 ~ 561	62,592	54,012 ~ 62,159	1 流通圏人口 平成10年度 住民基本台帳(10.9末現在) 目標年度(平成22年度) 道推計  2 市場供給対象人口 流通圏人口×市場供給率( )  市場供給率 市場取扱量÷(流通圏人口× 1人当たり年間需要量) ・野菜 10年度 110.6 % 目標年度 95.7 % ~ 110.2 %
		果 実			696	492 ~ 626	28,283	21,018 ~ 26,711	
		水産物			1,044	870 ~ 939	59,410	49,901 ~ 53,834	
		花 き			281	206 ~ 252	29,340	36,064 ~ 44,134	
道 央 圏 ( 2 )	< 札幌地域 > 札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、  < 後志地域 > 小樽市、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、二七〇町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村  < 南空知地域 > 夕張市、岩見沢市、美瑛市、三笠市、北村、栗沢町、南幌町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町	野 菜	3,411	3,590	3,690	3,375 ~ 3,884	380,347	387,256 ~ 445,670	・果実 10年度 110.8 % 目標年度 85.9 % ~ 109.1 %  ・水産物 10年度 154.7 % 目標年度 141.5 % ~ 152.7 %  ・花き 10年度 49.4 % 目標年度 40.5 % ~ 49.6 %
		果 実			3,192	2,643 ~ 3,359	125,526	109,641 ~ 139,339	
		水産物			4,697	4,583 ~ 4,944	262,659	259,275 ~ 279,706	
		花 き			1,877	1,614 ~ 1,975	211,335	276,568 ~ 338,456	

流通圏 ( )	区 域	品 目	流通圏人口		市場供給対象人口		市場取扱量		備 考
			平成10年度 (基準年度)	平成22年度 (目標年度)	平成10年度 (基準年度)	平成22年度 (目標年度)	平成10年度 (基準年度)	平成22年度 (目標年度)	
	<中空知地域> 芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、雨竜町  <北空知地域> 深川市、妹背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町、幌加内町  <西胆振地域> 室蘭市、登別市、伊達市、豊浦町、虻田町、洞爺村、大滝村、壮瞥町  <東胆振地域> 苫小牧市、白老町、早来町、追分町、厚真町、鶴川町、穂別町  <日高地域> 日高町、平取町、門別町、新冠町、静内町、三石町、浦河町、様似町、えりも町								
道北圏 ( 3 )	<上川中部地域> 旭川市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町  <上川北部地域> 士別市、名寄市、和寒町、剣淵町、風連町、下川町、美深町、音威子府村、中川町  <富良野地域> 富良野市、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村	野菜	709	629	1,049	809 ~ 931	104,692	86,854 ~ 99,955	
		果実			1,234	862 ~ 1,095	49,994	36,776 ~ 46,737	
		水産物			1,648	1,355 ~ 1,462	93,523	77,699 ~ 83,821	
		花き			370	269 ~ 329	38,697	47,348 ~ 57,943	

流通圏 ( )	区 域	品 目	流通圏人口		市場供給対象人口		市場取扱量		備 考	
			平成10年度 (基準年度)	平成22年度 (目標年度)	平成10年度 (基準年度)	平成22年度 (目標年度)	平成10年度 (基準年度)	平成22年度 (目標年度)		
	<留萌地域> 留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町、幌延町  <宗谷地域> 稚内市、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、歌登町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町									
オホーツク圏 ( 4 )	<北網地域> 北見市、網走市、東藻琴村、女満別町、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、端野町、訓子府町、置戸町、留辺蕊町、常呂町  <遠紋地域> 紋別市、佐呂間町、遠軽町、上湧別町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町	野菜	342	311	302	238 ~ 274	28,161	24,501 ~ 28,196		
		果実			372	266 ~ 338		14,316		10,730 ~ 13,636
		水産物			424	357 ~ 385		23,152		19,625 ~ 21,171
		花き			63	47 ~ 57		6,468		7,985 ~ 9,772
十勝圏 ( 5 )	<十勝地域> 帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、忠類村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町	野菜	364	344	373	306 ~ 353	37,080	33,730 ~ 38,818		
		果実			413	307 ~ 390		16,684		13,058 ~ 16,594
		水産物			289	253 ~ 273		16,347		14,452 ~ 15,591
		花き			108	83 ~ 102		11,272		14,115 ~ 17,274

流通圏 ( )	区 域	品 目	流通圏人口		市場供給対象人口		市場取扱量		備 考
			平成10年度 (基準年度)	平成22年度 (目標年度)	平成10年度 (基準年度)	平成22年度 (目標年度)	平成10年度 (基準年度)	平成22年度 (目標年度)	
釧路・根室圏 ( 6 )	< 釧路地域 > 釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、 < 根室地域 > 根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町	野 菜	372	331	294	228 ~ 262	29,423	25,111 ~ 28,898	
		果 実			423	296 ~ 376	17,136	12,596 ~ 16,008	
		水産物			743	613 ~ 662	42,222	35,084 ~ 37,849	
		花 き			114	83 ~ 102	11,848	14,626 ~ 17,898	
合 計		野 菜	5,728	5,682	6,335	5,440 ~ 6,260	642,293	611,463 ~ 703,696	
		果 実			6,347	4,879 ~ 6,200	251,938	203,818 ~ 259,026	
		水産物			8,859	8,042 ~ 8,675	497,313	456,036 ~ 491,971	
		花 き			2,830	2,302 ~ 2,817	308,961	396,705 ~ 485,478	

(注) 市場取扱量には、水産物産地卸売市場を含まない。

図-1 流通圏及び卸売市場の配置都市一覧



### 3 卸売市場配置計画

生産者から多様な生鮮食料品等を集荷し、それを公開の場での販売により公正な価格形成をすることを基本に運営されている卸売市場の果たす役割は極めて重要である。

近年、卸売市場を取り巻く環境は、大きく変化しており、生産・出荷の大型化、大手スーパー等、大口需要者の比率の増大、市場外流通などにより、地方卸売市場においては取扱高が減少し、経営の悪化を招いている市場もある。

卸売市場の経営改善を図り、期待される役割を果たすため、今後、広域的な需給の集積主体的な価格形成機能を有する拠点卸売市場を中核に、地域の卸売市場との連携による卸売市場機能強化を図り、卸売市場の統合再編の環境を整備していくこととする。

目標年度における卸売市場の配置については、60市町に配置することを基本とする。

#### (1) 消費地市場の配置

消費地市場の配置については、各市場の意向を踏まえ、生鮮食料品等の安定的かつ円滑な流通が図られるよう、本計画では32市町に配置することを基本とし、生鮮食料品等の円滑かつ効率的な流通を確保し、関係事業者の経営の改善・安定を図る観点から、拠点卸売市場を中核に、地域の卸売市場との連携を図りつつ、統合等による大型化、近代的な施設整備等を推進し、取扱高の増大や取引形態の多様化等に対応できる市場整備を図ることとする。

なお、需要の大幅な増加が予想される花きの市場整備については、道央圏において既存市場を地域における生鮮食料品等の円滑な流通のための地域拠点市場として、機能強化を図る。

表 - 17

流通圏名	卸売市場配置市町（32市町）
道南圏	(渡島地域) 函館市 (檜山地域) 江差町
道央圏	(札幌地域) 札幌市、千歳市 (後志地域) 小樽市、倶知安町、余市町 (南空知地域) 夕張市、岩見沢市、美唄市 (中空知地域) 芦別市、赤平市、滝川市、砂川市 (北空知地域) 深川市 (西胆振地域) 室蘭市 (東胆振地域) 苫小牧市 (日高地域) 静内町、浦河町
道北圏	(上川中部地域) 旭川市 (上川北部地域) 士別市、名寄市 (富良野地域) 富良野市 (宗谷地域) 稚内市
オホーツク圏	(北網地域) 北見市、網走市 (遠紋地域) 遠軽町
十勝圏	(十勝地域) 帯広市、新得町
釧路・根室圏	(釧路地域) 釧路市 (根室地域) 根室市、中標津町

#### (2) 水産物産地卸売市場の配置

水産物産地卸売市場は、その多くが漁業協同組合が開設者となって運営されており、水揚げ基地における分荷調整機能等の重要な役割を果たしている。

水産物卸売市場の配置については、各市場の意向を踏まえ、水産物流通の円滑化が図られるよう、本計画では34市町に配置することを基本とし、水揚量及び魚種構成の変化用途別・品位別振り分けの必要性、産地市場関係事業者の経営の改善・安定化に配慮するとともに、輸送条件の変化、漁港の整備計画等を勘案して、長期的展望に則して統合等により市場機能の強化を推進する。

表 - 18

流通圏名	水産物産地卸売市場配置市町（34市町）
道南圏	（渡島地域） 鹿部町、森町、八雲町
道央圏	（後志地域） 小樽市、寿都町、岩内町、古平町、余市町 （東胆振地域） 白老町 （日高地域） 浦河町、様似町、えりも町
道北圏	（留萌地域） 留萌市、増毛町、苫前町、羽幌町 （宗谷地域） 稚内市、浜頓別町、枝幸町
オホーツク圏	（北網地域） 網走市、斜里町、常呂町 （遠紋地域） 紋別市、湧別町、興部町、雄武町
十勝圏	（十勝地域） 広尾町
釧路・根室圏	（釧路地域） 釧路市、厚岸町、浜中町、白糠町 （根室地域） 根室市、標津町、羅臼町

表 - 19

卸 売 市 場 配 置 計 画

流通圏			配置位置	当該流通圏既存市場			整備方針					備考	
青果物	水産物	花き		市町村名	市場名	区分	市場の整備計画	区分	取扱品目				
									青果物	水産物	花き		
道 南 圏	(渡島地域)		函館市	函館市	1 函館市中央卸売市場	(中)	必要に応じ施設の改善を図ることができる卸売市場	(中)					
	鹿部町	森町			2 函館市水産物地方卸売市場	(公)	必要に応じ施設の改善を図ることができる卸売市場	(公)					
					3 函館花き地方卸売市場	(民)	必要に応じ施設の改善を図ることができる卸売市場	(民)					
		4 鹿部地方卸売市場(産)		(民)	必要に応じ施設の改善を図ることができる卸売市場	(民)							
		5 砂原地方卸売市場(産)		(民)	必要に応じ施設の改善を図ることができる卸売市場	(民)							
		6 森漁業協同組合魚地方卸売市場(産)		(民)	必要に応じ施設の改善を図ることができる卸売市場	(民)							
	八雲町	八雲町		7 落部地方卸売市場(産)	(民)	必要に応じ施設の改善を図ることができる卸売市場	(民)						
				8 八雲町漁業協同組合地方卸売市場(産)	(民)	必要に応じ施設の改善を図ることができる卸売市場	(民)						
	(桧山地域)		江差町	江差町	9 江差町地方卸売市場	(公)	必要に応じ施設の改善を図ることができる卸売市場	(公)					
道 央 圏	(札幌地域)		札幌市	札幌市	1 札幌市中央卸売市場	(中)	施設の改善を図ることが必要と認められる卸売市場	(中)					
	千歳市	2 札幌花き地方卸売市場			(準公)	中核的卸売市場として必要に応じ施設の改善を図ることができる卸売市場	(中核)						
		3 千歳市公設地方卸売市場		(公)	必要に応じ施設の改善を図ることができる卸売市場	(公)							
		(後志地域)		小樽市	小樽市	4 小樽市公設青果地方卸売市場	(公)	必要に応じ施設の改善を図ることができる卸売市場	(公)				
		小樽市	5 小樽花卉園芸地方卸売市場			(民)	必要に応じ施設の改善を図ることができる卸売市場	(民)					
	6 小樽市漁業協同組合地方卸売市場		(民)			必要に応じ施設の改善を図ることができる卸売市場	(民)						
	7 小樽市公設水産地方卸売市場(産)		(公)			必要に応じ施設の改善を図ることができる卸売市場	(公)						

流通圏 青果物 水産物 花き	配置位置		当該流通圏既存市場			整備方針					備考
			市町村名	市場名	区分	市場の整備計画	区分	取扱品目			
								青果物	水産物	花き	
道 央 圏	寿都町	寿都町	8 寿都町漁業協同組合地方卸売市場(産)	(民)	必要に応じ施設の改善を図ることができる卸売市場	(民)					
		俱知安町	9 俱知安町地方卸売市場	(公)	必要に応じ施設の改善を図ることができる卸売市場	(公)					
		岩内町	10 岩内地方卸売市場(産)	(民)	必要に応じ施設の改善を図ることができる卸売市場	(民)					
		古平町	11 古平地方卸売市場(産)	(民)	必要に応じ施設の改善を図ることができる卸売市場	(民)					
		余市町	12 余市合同青果物地方卸売市場	(民)	必要に応じ施設の改善を図ることができる卸売市場	(民)					
			13 余市水産物地方卸売市場(産)	(民)	必要に応じ施設の改善を図ることができる卸売市場	(民)					
	(南空知地域)										
		夕張市	14 夕張市公設地方卸売市場	(公)	必要に応じ施設の改善を図ることができる卸売市場	(公)					
		岩見沢市	15 公設道央地方卸売市場	(公)	必要に応じ施設の改善を図ることができる卸売市場	(公)					
		美唄市	16 空知中央地方卸売市場	(民)	必要に応じ施設の改善を図ることができる卸売市場	(民)					
	(中空知地域)										
		芦別市	17 芦別地方卸売市場	(民)	必要に応じ施設の改善を図ることができる卸売市場	(民)					
		赤平市	18 丸市赤平地方卸売市場	(民)	必要に応じ施設の改善を図ることができる卸売市場	(民)					
		滝川市	19 丸一滝川地方卸売市場	(民)	必要に応じ施設の改善を図ることができる卸売市場	(民)					
		砂川市	20 砂川地方卸売市場	(民)	必要に応じ施設の改善を図ることができる卸売市場	(民)					
	(北空知地域)										
		深川市	21 深川市地方卸売市場	(公)	必要に応じ施設の改善を図ることができる卸売市場	(公)					
	(西胆振地域)										
		室蘭市	22 室蘭市中央卸売市場	(中)	施設の改善を図ることが必要と認められる卸売市場	(中)					
			23 室蘭花地方卸売市場	(民)	必要に応じ施設の改善を図ることができる卸売市場	(民)					
	(東胆振地域)										
		苫小牧市	24 苫小牧市公設地方卸売市場	(公)	必要に応じ施設の改善を図ることができる卸売市場	(公)					
		白老町	25 虎杖浜地方卸売市場(産)	(民)	必要に応じ施設の改善を図ることができる卸売市場	(民)					

流通圏 青果物 水産物 花き	配置位置	当該流通圏既存市場			整備方針					備考
		市町村名	市場名	区分	市場の整備計画	区分	取扱品目			
							青果物	水産物	花き	
道 央 圏	(日高地域)									
	静内町	静内町	26 静内地方卸売市場	(民)	必要に応じ施設の改善を図ることができる卸売市場	(民)				
	浦河町	浦河町	27 丸高青果浦河地方卸売市場	(民)	必要に応じ施設の改善を図ることができる卸売市場	(民)				
			28 浦河漁業協同組合地方卸売市場(産)	(民)	必要に応じ施設の改善を図ることができる卸売市場	(民)				
	様似町	様似町	29 様似地方卸売市場(産)	(民)	必要に応じ施設の改善を図ることができる卸売市場	(民)				
えりも町	えりも町	30 えりも町漁業協同組合地方卸売市場(産)	(民)	必要に応じ施設の改善を図ることができる卸売市場	(民)					
道 北 圏	(上川中部地域)									
	旭川市	旭川市	1 旭一旭川地方卸売市場	(民)	必要に応じ施設の改善を図ることができる卸売市場	(民)				
			2 丸果旭川地方卸売市場	(民)	必要に応じ施設の改善を図ることができる卸売市場	(民)				
			3 一印旭川地方卸売市場	(民)	必要に応じ施設の改善を図ることができる卸売市場	(民)				
			4 旭川生花地方卸売市場	(民)	必要に応じ施設の改善を図ることができる卸売市場	(民)				
	(上川北部地域)									
	士別市	士別市	5 士別市地方卸売市場	(公)	必要に応じ施設の改善を図ることができる卸売市場	(公)				
			名寄市	名寄市	6 名寄市公設地方卸売市場	(公)	必要に応じ施設の改善を図ることができる卸売市場	(公)		
	(富良野地域)									
	富良野市	富良野市	7 富良野市公設地方卸売市場	(公)	必要に応じ施設の改善を図ることができる卸売市場	(公)				
	(留萌地域)									
留萌市	留萌市	8 留萌市地方卸売市場(産)	(民)	必要に応じ施設の改善を図ることができる卸売市場	(民)					
増毛町	増毛町	9 増毛地方卸売市場(産)	(民)	必要に応じ施設の改善を図ることができる卸売市場	(民)					
苫前町	苫前町	10 苫前地方卸売市場(産)	(民)	必要に応じ施設の改善を図ることができる卸売市場	(民)					
羽幌町	羽幌町	11 羽幌地方卸売市場(産)	(民)	必要に応じ施設の改善を図ることができる卸売市場	(民)					

流通圏 青果物 水産物 花き	配置位置	当該流通圏既存市場			整備方針					備考
		市町村名	市場名	区分	市場の整備計画	区分	取扱品目			
							青果物	水産物	花き	
道北圏	(宗谷地域)									
	稚内市	稚内市	12 稚内市地方卸売市場(産)	(公)	必要に応じ施設の改善を図ることができる卸売市場	(公)				
			13 稚内漁業協同組合地方卸売市場(産)	(民)	必要に応じ施設の改善を図ることができる卸売市場	(民)				
	浜頓別町	浜頓別町	14 頓別漁業協同組合地方卸売市場(産)	(民)	必要に応じ施設の改善を図ることができる卸売市場	(民)				
	枝幸町	枝幸町	15 枝幸魚地方卸売市場(産)	(民)	必要に応じ施設の改善を図ることができる卸売市場	(民)				
オホーツク圏	(北網地域)									
	北見市	北見市	1 北見市公設地方卸売市場	(公)	必要に応じ施設の改善を図ることができる卸売市場	(公)				
			2 網走青果地方卸売市場	(民)	必要に応じ施設の改善を図ることができる卸売市場	(民)				
	網走市	網走市	3 北網走地方卸売市場(産)	(民)	必要に応じ施設の改善を図ることができる卸売市場	(民)				
			4 斜里地方卸売市場(産)	(民)	必要に応じ施設の改善を図ることができる卸売市場	(民)				
	斜里町	斜里町	5 常呂地方卸売市場(産)	(民)	必要に応じ施設の改善を図ることができる卸売市場	(民)				
	常呂町	常呂町								
	(遠紋地域)									
	紋別市	紋別市	6 紋別漁業協同組合地方卸売市場(産)	(民)	必要に応じ施設の改善を図ることができる卸売市場	(民)				
			7 遠軽地方卸売市場	(民)	必要に応じ施設の改善を図ることができる卸売市場	(民)				
湧別町	湧別町	8 湧別漁業協同組合地方卸売市場(産)	(民)	必要に応じ施設の改善を図ることができる卸売市場	(民)					
興部町	興部町	9 沙留漁業協同組合地方卸売市場(産)	(民)	必要に応じ施設の改善を図ることができる卸売市場	(民)					
雄武町	雄武町	10 雄武漁業協同組合地方卸売市場(産)	(民)	必要に応じ施設の改善を図ることができる卸売市場	(民)					
十勝圏	(十勝地域)									
	帯広市	帯広市	1 帯広地方卸売市場	(民)	必要に応じ施設の改善を図ることができる卸売市場	(民)				
			2 井印新得地方卸売市場	(民)	必要に応じ施設の改善を図ることができる卸売市場	(民)				
	新得町	新得町	3 広尾漁業協同組合地方卸売市場(産)	(民)	必要に応じ施設の改善を図ることができる卸売市場	(民)				
広尾町	広尾町									

流通圏 青果物 水産物 花き	配置位置			当該流通圏既存市場			整備方針				備考	
	市町村名	市場名	区分	市場の整備計画	区分	取扱品目						
						青果物	水産物	花き				
釧路 ・ 根室 圏	(釧路地域)											
	釧路市	釧路市	1 釧路市中央卸売市場	(中)	・必要に応じ施設の改善を図ることができる卸売市場 ・地方卸売市場への転換を推進することが適当と認められる中央卸売市場	(中)						
			2 釧路市漁業協同組合新富士水産物地方卸売市場	(民)	必要に応じ施設の改善を図ることができる卸売市場	(民)						
			3 釧路新富士水産物地方卸売市場	(民)	必要に応じ施設の改善を図ることができる卸売市場	(民)						
			4 釧路市漁業協同組合地方卸売市場(産)	(民)	必要に応じ施設の改善を図ることができる卸売市場	(民)						
			5 釧路水産物地方卸売市場(産)	(民)	必要に応じ施設の改善を図ることができる卸売市場	(民)						
	厚岸町	厚岸町	6 厚岸漁業協同組合地方卸売市場(産)	(民)	必要に応じ施設の改善を図ることができる卸売市場	(民)						
	浜中町	浜中町	7 浜中漁業協同組合地方卸売市場(産)	(民)	必要に応じ施設の改善を図ることができる卸売市場	(民)						
	白糠町	白糠町	8 白糠地方卸売市場(産)	(民)	必要に応じ施設の改善を図ることができる卸売市場	(民)						
	(根室地域)											
	根室市	根室市	9 根室青果物地方卸売市場	(民)	必要に応じ施設の改善を図ることができる卸売市場	(民)						
			10 根室水産物地方卸売市場(産)	(民)	必要に応じ施設の改善を図ることができる卸売市場	(民)						
			11 花咲水産物地方卸売市場(産)	(民)	必要に応じ施設の改善を図ることができる卸売市場	(民)						
			12 歯舞水産物地方卸売市場(産)	(民)	必要に応じ施設の改善を図ることができる卸売市場	(民)						
			13 落石水産物地方卸売市場(産)	(民)	必要に応じ施設の改善を図ることができる卸売市場	(民)						
	中標津町	中標津町	14 中標津町公設地方卸売市場	(公)	必要に応じ施設の改善を図ることができる卸売市場	(公)						
標津町	標津町	15 標津漁業協同組合地方卸売市場(産)	(民)	必要に応じ施設の改善を図ることができる卸売市場	(民)							
羅臼町	羅臼町	16 羅臼地方卸売市場(産)	(民)	必要に応じ施設の改善を図ることができる卸売市場	(民)							

## 第4 近代的な卸売市場の立地並びに施設の種類、規模、配置及び構造に関する基本的指標

### 1 立地に関する事項

- (1) 人口の動向、輸送条件の変化等を考慮するとともに、周辺の土地利用との調整を考慮し、都市計画等との整合性が確保されること。  
また、小売業者等の買受人の集散範囲、適正な用地規模の確保、市場経営から見た地価の妥当性に配慮すること。
- (2) 卸売市場における円滑な搬出入を確保する観点から、道路等関連公共施設の整備計画との整合性が確保され、交通事情が良好な場所であること。
- (3) 周辺の土地利用及び道路事情等の実情を踏まえ、各種施設が適切に配置され施設利用の効率性が確保され得る地形であること。
- (4) 生鮮食品等の品質保持や衛生上、適切な環境にある地域であること。

### 2 施設の種類に関する事項

施設の種類の種類は、表 - 20 に示すとおりとし、施設整備に当たっては、商品の多様化、取引方法の変化、情報化の進展、物流技術の進歩、食品の安全性及び環境に対する社会的関心の増大等に対応して、必要となる施設を計画的に整備するものとする。

特に、場内物流システムの開発導入、衛生管理施設や低温卸売場、温度帯別冷蔵庫等の保冷施設、保管・加工処理・配送施設、情報センター等の整備を図ること。

また、整備された施設の効率的な利用及び維持管理の適正化を図ること。

表 - 20 卸売市場の施設一覧

施設	例示
売場施設	卸売場、低温卸売場、仲卸売場、配送センター、買荷保管・積込所、低温販売設備、活魚販売設備
駐車施設	駐車場
貯蔵・保管施設	倉庫、自動倉庫、冷蔵庫、ラック
輸送・搬送施設	自動荷さばき設備、自動搬送設備、フォークリフト、エレベーター、コンベア
衛生施設	発泡スチロール処理設備、じんあい処理設備、汚水処理設備、食品検査室
情報・事務処理施設	入荷量・卸売価格表示設備、せり機械設備、情報処理センター、コンピューター、見学研修設備
管理施設	管理事務所、業者事務所
加工処理施設	バナナ熟成加工室、小分け・包装設備
福利厚生施設	医療設備、休養室、更衣室
関連事業施設	関連商品売場
以上の施設に付帯する施設	受電施設、給電設備、給油所、空調設備、軽量設備

なお、水産物産地卸売市場については、以上の他に海水浄化施設、水揚・選別機械設備計量施設等を実情に応じ整備するものとする。

### 3 施設の規模に関する事項

別記の卸売市場施設規模算定基準に基づき、適正な施設規模を確保するものとする。

### 4 施設の配置、運営及び構造に関する事項

卸売市場施設の配置、運営及び構造については、消費者の食の安全・安心に対する関心の高まりや生産者、実需者の顧客のニーズに的確に対応する必要があることを踏まえ、食品安全管理システムの国際基準ISO22000やHACCPを導入した衛生管理施設の計画的整備を図るなど、卸売市場で取り扱う生鮮食料品等の品質管理の向上や、市場流通コストの削減に向けて、特に次の事項に留意するとともに、施設整備についてはPFI事業の活用、施設管理については民間委託の推進等により、市場使用料の抑制等市場流通コストの低減に努めるものとする。

- (1) 取扱量の増大が見込まれる市場にあっては、各種施設の増設余地の確保、施設の立体化等に努めること。
- (2) 大規模増改築等卸売市場施設の新設に当たっては、原則として外気の影響を遮断する閉鎖型の施設とすること。また、低温卸売場、温度帯別冷蔵庫、衛生管理施設等の品質管理の高度化に資する施設を計画的に配置すること。
- (3) 施設配置に当たっては、場内搬送経路の最適化を十分考慮するとともに、必要に応じて自動搬送施設の導入等を行うこと。また、場外における交通渋滞等を緩和するため、車両誘導の効率化等を図ること。
- (4) 施設運営に当たっては、コールドチェーンシステムの基幹としての卸売市場施設の適切な運営の確保や、トレーサビリティシステム（情報追跡システム）の確立のための情報技術の活用等に十分配慮すること。
- (5) 卸売市場運営の効率化、卸売市場における物流業務の効率化を図るため、  
取引における生鮮EDI標準（受発注等の取引情報を電子的に交換する方法の標準的な取り決め）の活用、電子タグ（メモリ機能を有する極小のICチップとアンテナを内蔵した荷札（タグ））の導入等の情報技術の活用  
産地や実需者と連携して、流通コストの削減や流通における環境負荷の軽減に資する通い容器等の導入に積極的に取り組むこととし、必要に応じて市場内におけるLAN（構内情報通信網）や通い容器等に対応した搬送施設の整備、通い容器等の一時保管場所の確保に努めること。
- (6) 小売形態の変化に対応した仲卸業務の機能の充実等に資する保管・加工処理・配送施設を整備すること。また、消費者ニーズに応える商品づくりのため、市場関係者が一体となって行うリテールサポート（小売支援活動）等の取り組みを推進すること。
- (7) 卸売市場の多様な機能の発揮と、周辺環境との調和を図るとともに、展示・見学施設研修施設、多目的ホール、アメニティー機能を持つ施設等の関連施設を整備するほか、可能な限り緑地帯を設置すること。
- (8) 流通事情の変化に柔軟に対応できる構造とすること。

## 第5 取引及び物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化並びに物品の品質管理の高度化に関する基本的な事項

### 1 取引の合理化に関する事項

今回の卸売市場制度改正においては、卸売業者や仲卸業者による出荷者や実需者のニーズに即した多様な取引やサービスの提供を可能とすることにより、そのビジネスチャンスの拡大を図る一方、中央卸売市場における透明で公正な取引を確保するため、取引情報の公表の充実や規制緩和措置に係る市場取引委員会の機能強化の措置を講じたところである。

こうした改正の趣旨を踏まえて、卸売市場の取引について、公正性・透明性を確保しつつ、流通コストの削減や生産者、実需者のニーズに的確に対応することを通じた卸売市場の取引の活性化を図られるよう、特に次の事項に留意するものとする。

- (1) 卸売市場における売買取引の方法については、各市場の消費動向と供給体制の変化を踏まえ、各市場の持っている経済的な地歩、取扱品目の性質、売手・買手の特徴等市場の実態を反映しつつ、市場及び品目ごとの特性に応じた合理的な売買取引の方法を設定するとともに、その遵守を

図ること。この売買取引の方法の設定に当たっては、今回の制度改正による取引情報の公表の充実措置を踏まえ、各市場における市場取引委員会の場等において売買取引の状況について不断の検証を行い、必要に応じて見直しを行うこと。

- (2) 計画的な集荷活動による品揃えの確保や最適物流の実現による物流コストの軽減を図るため、今回の制度改正による買付集荷の自由化や商物一致原則の例外措置の拡充を踏まえ、各市場においては市場取引委員会の場等を活用して十分な議論を行い、卸売業者と仲卸業者との連携の下での卸売市場に適合したサプライチェーンマネジメントシステム（商品供給最適管理システム）の確立等による卸売市場流通の効率化に積極的に取り組むこと。
- (3) 卸売市場の集荷力の低下や産地と実需者間の直接取引の拡大に対応するため、今回の制度改正による集荷の共同化等の複数の卸売市場間の連携や新商品の開発等のための生産者、実需者等との連携についての規制緩和措置を受けて、各市場においては市場間連携等による集荷力の向上を通じた市場取引の活性化を図ること。なお、市場間連携に取り組むに当たっては、卸売市場における取引秩序に支障が生じることのないよう、市場取引委員会の場で十分な議論を行うこと。
- (4) 今回の制度改正による卸売業者及び仲卸業者の市場外での販売行為規制の緩和措置の運用に当たっては、卸売業者及び仲卸業者による市場外における販売行為により、卸売市場における取引秩序に支障が生じることのないよう、市場取引委員会の場で十分な議論を行うこと。
- (5) 卸売市場においては、原産地表示の徹底等により公正な取引を推進すること。また、食の安全・安心の確保に対応するため、卸売市場の取引においては、卸売を行った生鮮食料品等の仕入れ先、卸売を行った日等の情報の記録を適切に行い、産地が提供する生産履歴情報等の適切な伝達を図るとともに、消費者等に対する情報提供が適切になされるよう卸売先や小売業者に働きかけるなど、トレーサビリティシステムの確立に努めること。
- (6) 量販店等の優越的な地位の濫用により、卸売市場における価格形成において需給以外の要素で価格が形成されることのないよう、各市場においては、取引条件の明確化、書面化の促進等について積極的に取り組み、卸売市場における適正な取引環境の形成に努めること。

## 2 物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化に関する事項

商品管理の適正化、食品衛生の確保、ロジスティクス（戦略的物流管理システム）の展開方向、市場労働の省力化等に配慮し、特に次の事項に留意するものとする。

- (1) 商品形態の変化、多温度帯流通の進展、市場の休業日の増加等に対応した施設の整備を図るとともに、商品の特性に応じた荷さばき、保管等に努めること。
- (2) 電子商取引、予約相対取引、見本取引の進展等取引方法の変化、小売形態の変化、荷さばき、保管等の効率化等に配慮して保管・加工処理・配送施設の整備に努めるとともに、場外保管施設の適切な活用を推進すること。
- (3) 自動荷さばき・搬送システム、パレット輸送システム、自動倉庫等の体系的利用により、荷役労働の省力化を計画的に推進すること。

## 3 物品の品質管理の高度化に関する事項

開設者、卸売業者、仲卸業者その他の市場関係業者は、温度管理による生鮮食料品等の鮮度保持、市場内の施設や用具等の洗浄・殺菌、場内搬送車両の無公害化、品質管理の責任者の設置と責務の明確化を図るとともに、次の事項に留意し、品質管理の高度化に取り組むものとする。

- (1) 荷受け段階
  - 卸売場にトラックを進入させない荷下ろし体制の整備、荷下ろし時におけるアイドリングの禁止
  - 物品の鮮度や外観、容器の破損や衛生状態等の確認
  - 物品が結露しないための輸送温度、場内温度の設定
  - 必要に応じた輸送業者に対する輸送条件等の記録の提示
- (2) 卸売段階
  - 低温卸売場での取引や見本ぜりの活用
  - 物品の床への直置きや引きずりの禁止
  - 卸売場の衛生的な利用、喫煙や飲食の禁止
  - 取引後の速やかな物品の搬出
- (3) 仲卸段階

- 腐敗に結びつく部位や物品、混入異物の除去
- 定温倉庫や冷蔵庫での保管期間の短縮
- 花き（切花）にあつては、清潔な容器や水の維持
- (4) 配送段階
  - 買荷保管所又は積込所等における滞留時間の短縮
  - 保冷・冷凍車両の利用の推進
  - 物品ごとの望ましい輸送温度に配慮した荷積みの推進
- (5) その他
  - 青果物にあつては、通い容器を利用する場合には、洗浄・殺菌の徹底
  - 水産物にあつては、食品衛生法に基づく公衆衛生の見地から必要な施設の基準、公衆衛生上講ずべき措置の基準の遵守
  - 花きにあつては、直接的な冷暖風からの遮断、品質保持効果の高い切花のパケット（専用容器）流通の推進

## 第6 卸売業者及び仲卸業者の経営の近代化の目標

### 1 卸売業者

- (1) 卸売業務の適正かつ健全な運営を確保するため、経営者自らがその能力の向上に努めるとともに、経営規模の拡大や、増資等による資本の充実のほか、従業員の資質の向上省力化システムの導入等により、生産性の向上に努め、体質の強化を図ること。
  - また、市場内外の競争、商圈の拡大等を踏まえつつ、統合大型化、市場を超えた卸売業者間の資本関係の構築による連携関係の強化を図ること。
  - この場合、従業員一人当たり取扱高が、目標年度において少なくとも表 - 2 1 に示す水準を超えるよう努めるものとする。

表 - 2 1 従業員一人当たり取扱高

市場別	卸売業者別		
	青果物 卸売業者	水産物 卸売業者	花き 卸売業者
	百万円	百万円	百万円
中央卸売市場	240	380	140
地方卸売市場 (水産物産地市場を除く)	100	160	80

注 この表に示す水準は、中央卸売市場については平成14年度、地方卸売市場については平成13年度の価格水準で、経営コストの低減、取引規模の拡大を図る観点から示したものである。

- (2) 卸売業者の経営の健全化を確保し、出荷者に対する卸売市場の信頼性を高めるため、増資等により卸売業者の財務体質の強化を図るとともに、経営再編によるコストの低減を図ること。また、経営の安定を図るため第三者による適時適切な経営評価の実施に努めること。
- (3) 管理部門について、電算化の推進と計画的な経営管理システムの整備、責任体制の確立等を図り、事業の計画的、一体的な運営の確保と経営コストの縮減に努めること。
- (4) 経営能力を有する人材の育成、新規労働力の確保とその教育、熟練労働力の定着と活性化を推進するとともに、責任体制の確立に努めること。
- (5) 生産者の生産状況や実需者の需要状況に対応した計画的かつ安定的な集荷販売力の強化及び実需者、小売業者等との連携を深めることによる国内産の農林水産物を用いた新商品開発能力の向上に努めること。
- (6) 出荷奨励金・完納奨励金の交付、売買仕切金の前渡しは、財務の健全化に影響を及ぼす懸念があることから、適正な支出とするほか、長期的な観点から見直しを行うこと。
- (7) 平成21年4月から機能・サービスに見合った卸売手数料を弾力的に徴収することができることとなるが、卸売業者はその経営が手数料収入に大きく依存している実態を踏まえ、円滑な移行が

できるよう取引方法や提供するサービスの充実、経営体質の強化に努めること。

## 2 仲卸業者

- (1) 仲卸業者の経営の発展を図るため、市場や商品の実態、従業員の高齢化、後継者の有無等を踏まえ、合併や経営の移譲による統合大型化、関係業者間の提携関係の強化を図ること。

この場合、従業員一人当たり取扱高が、目標年度において少なくとも表 - 2 2 に示す水準を超えるよう努めるものとする

表 - 2 2 従業員一人当たり取扱高

市場別	仲卸業者別		
	青果物 卸売業者	水産物 卸売業者	花き 卸売業者
	百万円	百万円	百万円
中央卸売市場	100	100	50
地方卸売市場 (水産物産地市場を除く)	90	80	50

注 この表に示す水準は、平成14年度の価格水準で、経営コストの低減、取引規模の拡大を図る観点から示したものである。

- (2) 仲卸業者の経営状況の悪化に対処し、仲卸業者の業務の適正かつ健全な運営を確保するため、開設者が財務基準を定め、これに基づき仲卸業者の経営の早期改善を図ること。
- (3) 小売店、外食産業等の仕入れニーズの適切な把握に努め、これに対応した商品の小分けや事前処理、配送等の販売業者機能を強化することにより、小売業者への支援を図ること。また、就労体系の整備等により小売店等の営業の動向に対応した市場の休業日の営業の実現に努めること。
- (4) 関係業者間の提携関係の強化を図りつつ、大型ユーザーとの対等な取引関係の構築に努めるとともに、生産者との連携強化に取り組むことにより、新たな国内産の農林水産物の需要の開拓に努めること。
- (5) 情報機器の活用等による経営管理システムの確立や、経営再編等による経営合理化、共同配送等によりコストの削減を進めること。

## 第7 その他卸売市場の整備を図るために必要な事項

### 1 その他重要事項

- (1) 生鮮食料品等の円滑かつ効率的な流通の確保及び経営の健全化を図る観点から、流通圏内における地方卸売市場の統合等の推進方策及び市場間の連携による生鮮食料品の効率的流通を検討するため、関係卸売業者・業界団体・地方公共団体等による協議に努めること。
- (2) 供給の対象区域が広域性を有し各流通圏の拠点となる卸売市場については、適正な取引の推進等の観点から、実情に応じ、公設又は地方公共団体が参加した第三セクター若しくはこれに準じる民営形態での整備に努めること。
- (3) 公設卸売市場については、公営企業の経営原則を踏まえ、健全な市場会計が確保されるよう適正な施設整備と運営の合理化に努めるとともに、地方公共団体が主たる出資者となり開設している卸売市場についても、これに準じた整備・運営に努めること。
- (4) 情報化は、取引の公開性を高め、多様な取引方法の導入を図る等、迅速かつ確かな取引を推進する前提となることに加えて、市場行政の効率化、取引事務のペーパーレス化物流の省力化等市場運営及び関係事業者の経営の合理化に直結することを重視して、早急に推進を図ること。
- (5) 食品の安全性の確保と環境問題の深刻化に対応するため、有害物品に関する検査体制の確立、じんあい処理施設及び汚水処理施設の整備、食品廃棄物、包装廃棄物等の減量化のための品質管理設備の導入、通い容器等の活用の推進に努めること。また、食品廃棄物、包装容器等のリサイクルに努めるなど、関係事業者の環境問題への取組を推進すること。
- (6) 関連事業者については、卸売市場が食料総合卸売センターとしての機能の充実を図る上でも重要なことから、その体質改善と経営の活性化を図ること。

- ( 7 ) 災害時等の緊急の事態に際し、卸売市場の果たす機能の重要性にかんがみ、防災性に配慮した施設整備を行うとともに、災害時等において適切な対応が確保されるよう努めること。
- ( 8 ) 鮮度の高い地場産品に対する消費者ニーズの高まりにこたえるため、周辺産地との連携、集荷体制の強化等により、地場産品の積極的な上場を図ること。
- ( 9 ) 増大する輸入品に対応するため、食品の安全性に配慮しながら、取引条件の多様化等に努めること。
- ( 10 ) 最新の物流システムの導入、福利厚生施設の充実等、市場の労働条件の改善による魅力ある職場作りに努めること。
- ( 11 ) 住民のための卸売市場の役割を重視し、卸売市場への理解の醸成や「食」に関する卸売市場の知見を消費者に効果的に提供する観点から、食のイベント、学校教育のための市場見学会等の市民と卸売市場との交流を深める機会の確保、消費者を対象とした表示に関する講習会や料理教室等の利用にも配慮すること。
- ( 12 ) 卸売市場に関する情報については、取引結果及び卸売業者の財務についての公表とともに、広く消費者に対し卸売市場の役割、生鮮食料品等に対する知識等について普及するため、インターネット等を活用し、卸売市場に関するさまざまな情報を広く公開・提供するよう努めること。

## 2 卸売市場に対する指導、助成等に関する事項

- ( 1 ) 卸売市場における公正な取引、適正な業務運営及び食品の安全性を確保するため、卸売市場法及び関係法令等に基づき、市場業務・衛生管理への適切な指導及び検査を行うこととする。
- ( 2 ) 北海道卸売市場整備計画に即した市場整備、機能の高度化、卸売業者等の経営体質の強化に必要な助成等に努めるとともに、特に民営の地方卸売市場の統合等の整備を促進するため、必要な支援策について検討することとする。
- ( 3 ) 生鮮食料品等の円滑かつ効率的な流通には、一地域にとどまらない広域的営業活動とそれを実現する組織体制が必要となっている。このための市場の統合整備や市場間連携等の促進を図るためには、広域的観点からの検討が必要であり、卸売市場、卸売業者に加え、関係業界団体、地方自治体等による協議の促進を図る。
- ( 4 ) 近年の卸売市場を取り巻く環境の変化から、市場取扱高が小さく、経営状況が悪化し物流効率化・情報化への取り組み、環境問題への対応が遅れている市場もある。

今後、集荷・分荷、価格形成機能、決済機能など、期待される役割、機能を果たすため地方卸売市場の活性化を目指し、平成11年3月に北海道卸売市場審議会から提言された「地方卸売市場機能強化推進方策」の趣旨を踏まえ、広域的な需給の集積や主体的な価格形成機能を有する地域拠点市場を中核に、地域の卸売市場との連携により、北海道の農水産業の支援も視野に入れて、広域的、効率的流通の実現を図ることとし、逐次、卸売市場の統合再編の環境を整えていくこととする。

## 別記

### 卸売市場施設規模算定基準

#### 1 売場施設の必要規模

目標年度における売場施設(卸売場、仲卸売場及び買荷保管所または積込所)の必要規模の算定は、目標年度における市場流通の規模及び市場の開場日数を考慮して、1日当たりの流通量の規模を推定し、次の算式により行うものとする。

$$S_i = \frac{g_t \cdot f_i}{\mu_i} + R_i$$

- S<sub>i</sub> : 目標年度における売場施設の必要規模
- g<sub>t</sub> : 目標年度における1日当たりの流通の規模
- f<sub>i</sub> : 売場施設経由率
- μ<sub>i</sub> : 目標年度における売場施設単位面積当たり標準取扱量
- R<sub>i</sub> : 売場施設通路面積
- i : 各売場施設

#### 2 その他の施設の必要規模

その他の卸売市場施設の必要規模の算定は、実情に応じて行うものとする。

#### 3 駐車場の必要規模

目標年度における駐車場の必要規模の算定は、目標年度における1日当たりの流通の規模に基づいて、自動車による搬入及び搬出の状況、場内運搬車の利用状況、販売開始時間、買出しの状況、従業員の自家用車利用状況等を考慮して、次の算式により行うものとする。

$$S_t = 25\text{m}^2 \cdot \left( \frac{g_t}{\mu_o} + M \right)$$

- S<sub>t</sub> : 目標年度における駐車場の必要規模
- g<sub>t</sub> : 目標年度における1日当たり流通の規模
- μ<sub>o</sub> : 1台当たり積載数量
- M : その他業務用及び通勤自動車台数

#### 4 市場用地の必要規模

目標年度における卸売市場用地の必要規模の算定は、目標年度における各施設の必要規模の合計に駐車場の必要規模及び市場内交通を確保するために必要な通路面積を加算して得られる規模と市場の立地条件、市場流通の見通し等を考慮した増設余力を見込んで、次の算式により行うものとする。

$$S = (1 + a) \cdot (S_i + S_t + R)$$

- S : 目標年度における市場用地の必要規模
- a : 増設余力指数
- S<sub>i</sub> : 各施設の必要規模
- S<sub>t</sub> : 駐車場の必要規模
- R : 建物外部の通路の必要規模